証券コード 7315
2023年６月12日
（電子提供措置の開始日 2023年６月６日）

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区金港町１番地７
株 式 会 社 Ｉ Ｊ Ｔ Ｔ
代表取締役社長 瀬 戸 貢 一

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第10回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.ijtt.co.jp/ir/stock/meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、「ＩＪＴＴ」または「7315」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら後記の株主総会参考書類および電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年６月28日（水曜日）営業終了時（午後５時30分）までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】
パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、５頁の「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日　時　　2023年６月29日（木曜日）午前10時（午前９時30分受付開始）
2. 場　所　　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号３
横浜ロイヤルパークホテル　宴会棟２階　「芙蓉」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項　　1. 第10期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　　剰余金処分の件
第２号議案　　取締役３名選任の件
第３号議案　　監査役１名選任の件

＜株主提案（第４号議案から第７号議案まで）＞

第４号議案　　剰余金の処分にかかる定款変更の件
第５号議案　　自己の株式取得にかかる定款変更の件
第６号議案　　決算期説明資料公表にかかる定款変更の件
第７号議案　　剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項
(1) 賛否の表示がない議決権行使の取り扱い
議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
(2) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権の行使を委任していただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提示が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎2022年９月１日施行の改正会社法により、株主総会資料※の電子提供制度が開始されました。本制度は、株主総会にかかる株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトにアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。
※　株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類および連結計算書類を指します。
◎上記の法改正にかかわらず、当社の本定時株主総会にかかる株主総会資料は、一律に従前どおり書面でお送りさせていただきます。
◎送付しております当社の本定時株主総会にかかる株主総会資料には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した書類の一部であります。
・連結計算書類の「連結注記表」
・計算書類の「個別注記表」
◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
◎当日体調不良の株主様には、入場をお断りする場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げますとともに、体調がすぐれない場合は、ご来場をお控えください。

以　上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



次頁「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限　2023年６月28日（水曜日）午後５時30分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

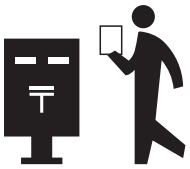

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2023年６月28日（水曜日）午後５時30分到着まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時　2023年６月29日（木曜日）午前10時

※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使方法のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

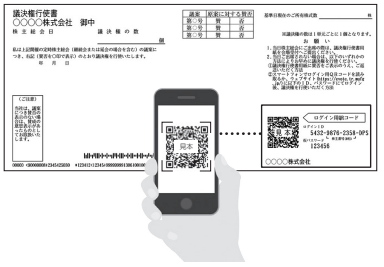

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

https://evote.tr.mufg.jp/

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

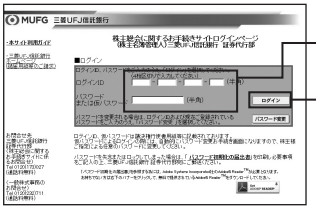

3 新しいパスワードを登録する。

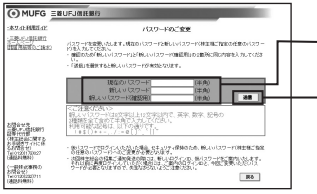

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

※毎日午前２時～午前５時までは取り扱いを中止します。
※パソコンやスマートフォンのご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担になります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、第10期の期末配当として、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当額は、既に実施しました中間配当金10円を含め、１株当たり20円となります。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円、総額は469,133,370円

３．剰余金の配当が効力を生じる日

2023年６月30日

第２号議案　取締役３名選任の件

当社取締役 伊藤一彦、浅田和則、金子孝之、織田秀明、土屋市郎の５氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	おだ　ひであき 織　田　秀　明 (1948年11月11日)	1971年４月　ヂーゼル機器㈱（現ボッシュ㈱）入社 2009年４月　同社代表取締役社長 2012年４月　同社取締役会長 2014年４月　㈱GMR代表取締役 2015年４月　公益財団法人埼玉県産業振興公社理事長 2015年６月　IJTテクノロジーホールディングス㈱（現当社）取締役（現任） 2017年６月　埼玉大学 研究機構オープンイノベーションセンター 客員教授	10,400株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	織田秀明氏は、ボッシュ㈱において執行役員ならびに取締役社長・取締役会長として、また当社（IJTテクノロジーホールディングス㈱を含む）の社外取締役として、長く会社経営に参画されており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	つちや　いちろう 土　屋　市　郎 (1951年1月6日)	1973年 4 月　三菱信託銀行㈱（現三菱UFJ信託銀行㈱）入社 2002年 6 月　同社執行役員本店営業部長 2004年 6 月　菱進リゾート㈱代表取締役社長 2005年 6 月　㈱アイメタルテクノロジー（現当社）監査役 2006年 6 月　三菱UFJトラスト保証㈱代表取締役会長 2006年 6 月　丸全昭和運輸㈱監査役 2011年 6 月　自動車部品工業㈱（現当社）監査役 2013年10月　IJTテクノロジーホールディングス㈱（現当社）監査役 2016年 6 月　当社取締役（現任）	9,760株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	土屋市郎氏は、信託銀行に長く在籍し、その後自動車部品工業㈱およびIJTテクノロジーホールディングス㈱の監査役、ならびに当社の取締役を経て、現在に至っております。そのような経歴により培われた見識に基づき、当社の経営全般に関する貴重な助言をいただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	※ すずき　たつや 鈴　木　達　也 (1965年4月8日)	1990年 3 月　自動車部品工業㈱（現当社）入社 2006年 6 月　同社経営企画部長 2015年 4 月　IJTテクノロジーホールディングス㈱（現当社）執行役員　経営企画本部プロジェクト推進部長　兼　自動車部品工業㈱（現当社）　経営企画統括付特命担当部長 2015年10月　IJTテクノロジーホールディングス㈱（現当社）執行役員　経営企画本部プロジェクト推進部長　兼　営業推進本部担当部長　兼　自動車部品工業㈱（現当社）　経営企画統括付特命担当部長 2016年 4 月　IJTテクノロジーホールディングス㈱（現当社）執行役員　経営企画本部副本部長　兼　プロジェクト推進部長　兼　営業推進本部担当部長　兼　自動車部品工業㈱（現当社）　執行役員　経営企画統括付特命担当部長 2017年 4 月　IJTテクノロジーホールディングス㈱（現当社）執行役員　経営企画本部副本部長　兼　経営企画部長　兼　自動車部品工業㈱（現当社）　執行役員　経営企画統括付特命担当部長 2019年 4 月　当社執行役員経営企画本部長補佐 2020年 4 月　当社執行役員営業部門統括補佐 2023年 4 月　当社常務執行役員営業部門統括　兼　経営企画部門統括代理（現任）	22,000株
	取締役候補者とした理由	鈴木達也氏は、長年にわたって当社（自動車部品工業㈱およびIJTテクノロジーホールディングス㈱を含む）経営企画部門および営業部門に勤務し、知識と経験を重ねるとともに、当社の執行役員として会社経営に参画してまいりましたので、その見識と経験を当社の経営に発揮していただけるものと思います。	

（注）１．※は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．織田秀明・土屋市郎の両氏は社外取締役候補者であります。両氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもってそれぞれ８年、７年であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定されています。
４．当社は、織田秀明・土屋市郎の両氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する（再任時も有効とする）契約を締結しております。
５．当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年10月１日に当該保険契約を更新する予定であります。当該保険契約の内容の概要は、29頁（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要をご覧ください。

第３号議案　監査役１名選任の件

当社監査役　栗原清一氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
※ かねこ　たかゆき 金　子　孝　之 (1961年4月5日)	1985年３月　自動車鋳物㈱＊入社 2010年４月　㈱アイメタルテクノロジー（現当社)営業部門執行担当兼営業第一部長 2015年４月　同社執行役員営業部門統括 2017年４月　同社上席執行役員営業部門統括 2019年４月　当社常務執行役員営業本部長 2019年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長 2020年４月　当社取締役常務執行役員営業部門統括 2023年４月　当社取締役（現任）	25,900株
監査役候補者とした理由	金子孝之氏は、長年にわたって当社（㈱アイメタルテクノロジーを含む）営業部門に勤務し、知識と経験を重ねるとともに、当社の執行役員・取締役として会社経営に参画し、その経歴を通じて培われた幅広い見識を、当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。	

＊自動車鋳物㈱は、2007年４月に他社を吸収合併し、㈱アイメタルテクノロジーに商号を変更いたしました。

（注）１．※は新任の監査役候補者であります。

２．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．当社は監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年10月１日に当該保険契約を更新する予定であります。当該保険契約の内容の概要は、29頁（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要をご覧ください。

以上

（ご参考）
第２号議案、第３号議案が可決された場合の取締役・監査役が有する専門性は下図のとおりです。
（取締役・監査役の役位は、本総会後の取締役会・監査役会の決議によるものとします。）

		経営	戦略・企画	営業	開発	生産・品質	購買	財務・経理	総務・人事	法務・コンプライアンス・ガバナンス	グローバル経験
代表取締役社長	瀬戸　貢一	○	○	○							○
取締役常務執行役員	長谷川　修二	○	○	○				○	○	○	
取締役常務執行役員	鈴木　達也		○	○							
取締役常務執行役員	藤田　伸一郎				○	○					
社外取締役	織田　秀明	○	○		○	○					○
社外取締役	土屋　市郎	○	○	○				○			○
社外取締役	川本　英利	○	○	○		○	○		○	○	○
常勤監査役	金子　孝之		○	○				○			
社外監査役	浦部　明子									○	
監査役	浅原　健一		○	○				○		○	○
社外監査役	森内　延光	○	○					○	○	○	○

（注）取締役・監査役が有するすべての専門性を示すものではありません。

＜株主提案（第４号議案から第７号議案まで）＞

第４号議案から第７号議案までは、株主１名（議決権数400個）からの提案によるものです。

取締役会としては、いずれの株主提案議案につきましても反対いたします。

各議案の内容につきましては、提案株主から提出された株主提案書を原文のまま掲載し、各々に対し当社取締役会の意見を記載しております。

株主提案

第４号議案　剰余金の処分にかかる定款変更の件

（１）議案の要領

現行定款の第４２条以降を１条ずつ繰り下げ、第４２条を以下のとおり新設する。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

(期末配当)

第４２条　当会社は、毎期末において、配当可能額の範囲内において、かつ、その他利益剰余金を配当原資として、純資産の3%相当額以上の額を、期末配当金として支払うことを目標とするものとする。

（２）提案の理由

当社はいすゞ自動車株式会社の連結子会社で、中国のロックダウンや半導体不足による混乱が発生する前には、変動はあるものの一定水準を超える売上高営業利益率を計上していた優良自動車部品メーカーですが、株価純資産倍率（PBR）0.32倍（2023年３月24日時点・東証スタンダード市場平均0.92倍）と、近年株価は低迷しています。

また、コロナ禍による収益低迷にあわせ、2019年度に20円だった配当も2020年度には10円に半減するなど、株主還元の安定性に欠けています。元来、モデルサイクルなどから収益変動性の大きい自動車部品会社は、利益をベースにした配当性向基準では配当も大きく変動してしまいます。配当の不安定性が株価低迷の一因と考えられるなか、自己資本をベースにした純資産配当率（DOE）の導入が株主還元の安定性をもたらし、結果的に長期安定的な株主構成につながると期待されることから、上記議案を提案いたします。

（3）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により、「本議案に反対」いたします。

当社は、中長期的な観点から、株主の皆様へ安定した配当を継続的に行うことを重要な経営課題の一つとして考えており、株主にとっての投資価値、当社の財務体質に及ぼす影響、利益の状況、配当性向、今後の事業展開に備えるための資金の充実などを総合的に判断して、適切な利益配分を行うことを基本方針としております。

こうした基本方針を踏まえて、年間配当金は、第5期（2018年3月期）16円、第6期（2019年3月期）20円（2円の記念配含む。）、第7期（2020年3月期）18円、第8期（2021年3月期）10円、第9期（2022年3月期）20円、第10期（2023年3月期）20円（予定）と推移しており、第８期においては新型コロナウイルス感染症の拡大による市場低迷等の影響を受けたものの、安定的かつ継続的な配当を実現してきました。

また、自動車業界に技術革新の波が押し寄せてきていることを受けて、当社は、新たな材料開発・商品開発等を実施するべく今後積極的に設備投資を行うことを予定しています。その一環として、産業機械・産業ロボット業界向けの鋳造部品を製造することを主たる目的とした新鋳造工場（岩手県北上市）を建設することを決定しております。

これに対して、本議案のように、当社を取り巻く環境の変化等にかかわらず、株主還元を固定化することは、上記のような設備投資の抑制につながりかねず、結果として中長期的な企業価値の向上に繋がらないと考えます。

株主提案

第５号議案　自己の株式取得にかかる定款変更の件

（1）議案の要領

現行定款の第７条を、第７条１項とし、第２項を以下のとおり新設する。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

第７条

２　　取締役会は、当会社の株価が株価純資産倍率１倍を回復するまで、期末自己資本の１％相当額以上を取得価額の総額として、配当可能額の範囲内において、毎期自己の株式の取得を行う。

（2）提案の理由

株価は、マクロ環境や株式市場動向にも左右されるため、収益と財務内容に必ずしも連動するわけではありませんが、株価低迷時の自社株買いは財務内容を改善させるだけでなく、株価低迷を看過しない経営姿勢が株主の安心感を醸成し、企業価値を増大させます。

この数年、収益は低迷し、2019年度に64億円強だった営業利益は20年度には12億円強まで落ち込みましたが、今年度は46億円（2023年３月24日時点の会社予想）まで回復します。収益低迷を脱する様相にあってもPBRが低迷する背景は、財務余力があるにも関わらず自社株買いを実行せず、株価低迷を看過してきた経営姿勢に対する株主の不安があります。こうした不安を払しょくし、株主の信頼を回復するため、株価がＰＢＲ１倍を超えるまで自社株式取得の継続を求め、上記議案を提案いたします。

（3）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により、「本議案に反対」いたします。

当社は、第４号議案で述べた基本方針を踏まえて、安定的かつ継続的な配当を実施するとともに、2019年度には約6億円に及ぶ自己株式の取得を行うなど、株主還元及び株価向上に努めて参りました。

株主還元策としては、いくつかの選択肢があり、当社業績の状況、当社株式の取引の状況、株価及び今後の事業展開とのバランス等を踏まえて、適切な方法、時期、内容を

検討したうえで実施するべきであると考えております。
　これに対して、本議案のように、当社を取り巻く環境の変化等にかかわらず、株主還元の方法、時期、内容を固定化することは、設備投資の抑制につながりかねず、結果として中長期的な企業価値の向上に繋がらないと考えます。

株主提案

第６号議案　決算期説明資料公表にかかる定款変更の件

（１）議案の要領

以下の条文を定款に新設する。議題１※が原案どおり承認可決されたことを前提に、以下の条文を定款に新設する。議題１※が否決された場合、第44条とする。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

※会社注）「議題１」とは、第４号議案を指します。

第８章　その他

(決算期説明資料の公表)

第45条　当会社は、以下に定める内容を含む決算説明資料を毎四半期公表するものとする。

（１）地域別・部門別収益とその増減分析

（２）企業価値向上の基本方針とその施策

（３）中期経営計画及びその進捗状況

（４）株主還元の方針

（２）提案の理由

株主に重大な影響を与えうる重要事項ついての配慮・説明として、コーポレートガバナンス・コードの原則５－２では、経営戦略や会社計画の策定・公表にあたっては基本的な方針とともに収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために経営資源の配分等に関し、具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉と論理で明確に説明を行うべきとされています。

一方、当社は、決算資料において、部門別利益も地域別利益の開示もありません。また、本年２月発表の「新工場建設に関するお知らせ」でも、予定建設費用322億円という現時点の株式時価総額263億円を上回る大型設備投資にも関わらず、詳細な説明資料は開示していません。大手完成車メーカーの子会社としての地位に甘え、当社は、現状についても将来についても、株主に対して十分な情報提供をしているとはいいがたい状況です。不十分な開示が株主に不安を与え、株価低迷の一因となっている現状を打破するため、詳細な中期経営計画の作成・開示、および決算説明資料におけるその進捗状況の丁寧な説明を求め、上記議案を提案いたします。

（3）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により、「本議案に反対」いたします。

当社は、株主をはじめとする様々なステークホルダーに対して企業価値向上の基本方針や株主還元の方針等を説明することの重要性を認識しており、経営方針や配当政策等を有価証券報告書、決算短信、株主通信において開示しております。

他方で、地域別・部門別収益の数値の公表の是非、時期、方法等については、本議案のように定款で一律かつ固定的に定めるのではなく、事業環境や株主・投資家との対話の状況などを踏まえて、その都度、取締役会で慎重に検討したうえで決定したいと考えております。

株主提案

第７号議案　剰余金の処分の件

（１）議案の要領

2023年３月期の期末剰余金の配当として、純資産の3%相当額から、本株主総会において、当社取締役会が提案し同総会において承認可決された剰余金配当額（もしあれば）の総額（以下、「会社提案配当金額」といいます。）を控除した額を（会社提案配当金額に加えて）その他利益剰余金を配当原資として以下のとおり配当する。

（ア）配当財産の種類

金銭

（イ）株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式１株につき　金40円（以下「１株あたり基準配当額」といいます。）から当社普通株式１株当たりの会社提案配当金額を控除した金額。

配当総額　1,876,536,680円（以下「基準配当総額」といいます。）から会社提案配当金額を控除した額

ただし、上記１株あたり基準配当額及び基準配当総額は、当社の発行済株式総数が49,154,282株、そのうち自己株式の数が2,240,865株であること（以下、ある時点における発行済株式総数から自己株式の数を控除した数を「基準株式数」といいます。）、及び2022年３月期末の純資産額62,911,000,000円を前提としている。

そのため、１株当たり基準配当額は、剰余金の配当にかかる基準日である2023年３月31日時点における純資産額が、2022年３月期末の純資産額と異なる場合及び/又は2023年３月31日時点における基準株式数が上記基準株式数と異なる場合、同時点の純資産額に100分の3を乗じた額（小数点以下切り捨て）を、2023年３月31日時点の基準株式数にて除した金額（小数点以下切り捨て）が40円と異なる場合、当該金額に変更されるものとする。

また、かかる場合、基準配当総額については、上記算式に基づき確定された１株あたり基準配当額に、2023年３月31日時点の基準株式数を乗じた額とする。

（ウ）剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年６月30日

但し、上記は本株主総会の開催日が2023年６月29日であることを前提としており、開催日が変更される場合には、当該開催日の翌日に変更されるものとする。

（２）提案の理由
議題１の、②提案の理由で述べたとおり。

（３）当社取締役会の意見
当社取締役会としては、以下の理由により、「本議案に反対」いたします。

反対の理由は第４号議案のとおりです。

事 業 報 告

第10期
（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による度重なる新規感染者数の増加により医療体制の逼迫が続きましたが、ワクチン接種の進展により行動制限が徐々に緩和され、さらに政府の旅行支援策や入国者の水際対策の大幅な緩和により、社会経済活動は正常化へ向かう動きが見られており、足元では感染者数の落ち着きやマスク着用ルールの緩和に伴い、感染症法上の分類引き下げが行われるなどアフターコロナへの動きが加速しつつあります。一方で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を巡る地政学リスクに起因したエネルギー資源・原材料価格の高騰は長期化しており、世界的なサプライチェーン混乱による慢性的な部品不足は解消しておらず、加えて欧米におけるインフレ加速に伴う金融引き締めの影響を受けた急激な円安の進行や原材料価格の上昇に起因する物価上昇等による景気下振れリスクの懸念もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

トラック市場におきましては、サプライチェーン混乱による慢性的な部品調達難は続いており、半導体の供給量は改善傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には回復しておらず、国内では完成車メーカーの生産台数が本格的に回復していない等、厳しい状況が続いております。一方で、海外ではタイのピックアップトラック、インドネシアでは天然資源価格高騰を追い風に商用車で好調を維持しており、とりわけアセアン地域を中心に需要は堅調に推移しました。

建設機械市場におきましては、国内では公共投資を中心に回復基調にあるものの、サプライチェーン混乱による部品不足の影響を受け、需要は減少しました。一方、海外では天然資源価格高騰の恩恵を受けたインドネシア等のアジア新興国を中心に需要は堅調に推移したものの、景気減速が続いている中国において需要は大幅に減少しました。

このような情勢下、当連結会計年度の収益につきましては、得意先である自動車メーカーの稼働停止や生産調整が断続的に発生したものの、原材料価格やエネルギーコスト高騰等の客先への価格転嫁や円安効果等により、売上高は1,679億8千3百万円と前年同期と比べ236億2千3百万円（16.4%）の増収、利益面につきましては、生産性向上および固定費削減等の原価改善活動とともに、原材料価格やエネルギーコスト高騰等に応じた製品への価格転嫁や円安効果等により、営業利益は、39億4千8百万円と前年同期と比べ6億5千5百万円

（19.9%）の増益、経常利益は45億6千7百万円と前年同期と比べ3億2千万円（7.5%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の減損損失を特別損失に計上したこと等により、11億5千9百万円と前年同期と比べ16億6千8百万円（59.0%）の減益となりました。

売上高の内訳につきましては次のとおりであります。

		売上高(百万円)	構成比(%)
日本	自動車用部品等	112,605	67.0
	エンジン部品	16,678	10.0
	計	129,284	77.0
アジア	自動車用部品等	38,699	23.0
合　　計		167,983	100.0

また、2022年11月には、第２四半期連結累計期間における業績動向を踏まえ、株主様への利益還元の機会を充実させるため中間配当を実施することとし、2022年12月に１株当たり10円をお支払いいたしました。

（2）設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は121億２千８百万円で、国内外の生産拠点において前期に引き続きＱＣＤ（Quality、Cost、Delivery）競争力強化を目的に生産設備の近代化、効率化を推進いたしました。

なお、これらに要した設備資金は、一部金融機関からの借入れによったほか、自己資金をもって充当いたしました。当連結会計年度末における当社グループの借入金残高は47億１千万円となりました。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、足下では原材料価格やエネルギーコスト等の高騰に加え、半導体不足に起因する顧客需要の急激な変動が起こっており、これらに対し迅速な対応が求められています。また、中長期的には産業界全体へのカーボンニュートラル等環境対策の社会的要請に対応していくことが必須となっております。

自動車業界においては100年に１度の大変革と言われているCASE（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）の動きがますます加速されており、当社グループとしてもこれらの変化の波にしっかりと追従していく必要があります。

このような状況下、当社グループはＳＱＣＤ体質のさらなる改善による競争力強化を通じお客様のニーズや期待にお応えするとともに、産業機械・産業用ロボット等向けの鋳造事業を成長戦略の柱としつつ、ユニット事業での電動化商品開発にも積極的に取り組み、環境面においてもサステナブルな企業として、企業価値向上を果たしていく所存です。

さらに、今後自動車の電動化により、自動車向けの鋳造部品の製造販売が逓減することが想定されるため、当社は、2023年２月に、成長が見込まれる産業機械、産業ロボット等向けの鋳造部品を製造する鋳造工場を、岩手県北上市に所在する北上工場内に建設することを決定し、工事に着工いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第７期	第８期	第９期	第10期 (当連結会計年度)
	2020年３月期	2021年３月期	2022年３月期	2023年３月期
売上高 (百万円)	171,683	143,705	144,360	167,983
経常利益 (百万円)	6,894	1,474	4,247	4,567
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,965	830	2,827	1,159
１株当たり当期純利益 (円)	104.68	17.73	60.27	24.72
総資産 (百万円)	115,238	123,238	132,016	141,520
純資産 (百万円)	78,436	80,216	85,228	88,049

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
２．第10期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
３．海外連結子会社のIJTT（Thailand）Co.,Ltd.およびPT.Jidosha Buhin Indonesiaは決算期変更により第７期は15ヶ月の変則決算となり、第７期は2019年１月１日から2020年３月31日の15ヶ月間の個別決算数値を連結しております。
４．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第９期の期首から適用しており、第９期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況(2023年３月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社はいすゞ自動車株式会社であり、同社は当社の株式を20,261千株(持株比率43.19%)保有しております。当社グループは親会社およびそのグループ会社へ主として自動車部品を販売するなどの取引を行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ．取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、売上の相当部分を親会社に依存しておりますが、親会社グループ以外の多くの企業とも直接取引を行っており、これにより、当社独自の営業基盤を確立しており、親会社からの一定の独立性を確保できております。当社の事業活動の多くは、独自の技術やノウハウを基にしたものであり、当社は当社独自の判断に基づき事業活動を展開しております。

また、親会社等との取引にあたっては、他の取引先同様、原材料費や人件費等の変動を示すデータ等を提示し、適正な利益を確保することを前提に、取引条件を協議し、合意しております。

ロ．当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社等との取引については、上記の留意事項や親会社からの独立性確保の観点等も踏まえ、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において多面的な議論を経ていることから、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当　社　の 議決権比率	主要な事業内容
トーカイ株式会社	80百万円	100%	鍛造品等の製造、販売
PT. Asian Isuzu Casting Center	396,884百万 インドネシアルピア	51.0%	鋳造品等の製造、販売
IJTT (Thailand) Co., Ltd.	345百万 タイバーツ	83.3%	自動車用部品の製造、販売

(6) 主要な事業内容（2023年３月31日現在）

当社グループは、自動車、建設機械および産業車両・機械業界等を需要先とした鍛造品、鋳造品および機械加工・組立品の製造、販売を主な事業としております。

(7) 主要な拠点等(2023年３月31日現在)

① 当社

本社	神奈川県横浜市
海老名工場	神奈川県海老名市
真岡工場	栃木県真岡市
土浦工場	茨城県土浦市
北茨城工場	茨城県北茨城市
北上工場	岩手県北上市
宮城工場	宮城県柴田郡村田町

② 連結子会社

会社名	所在地
トーカイ株式会社	岐阜県関市
PT. Asian Isuzu Casting Center	インドネシア共和国西ジャワ州
PT. Jidosha Buhin Indonesia	インドネシア共和国西ジャワ州
IJTT (Thailand) Co., Ltd.	タイ国チョンブリ県

(8) 従業員の状況(2023年３月31日現在)

従業員数	前期末比増減
4,304名	+185名

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

(9) 主要な借入先および借入額(2023年３月31日現在)

借　　入　　先	借　入　残　高
株式会社みずほ銀行	3,965　百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,932
株式会社横浜銀行	1,317
株式会社三井住友銀行	420
三井住友信託銀行株式会社	420

２．会社の株式に関する事項（2023年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　150,000,000株
(2) 発行済株式総数　49,154,282株(自己株式2,240,945株を含む。)
(3) 当事業年度末の株主数　5,187名
(4) 単元株式数　100株
(5) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持　株　数	持 株 比 率
いすゞ自動車株式会社	20,261千株	43.19%
GOLDMAN　SACHS　INTERNATIONAL	1,721	3.67
日立建機株式会社	1,300	2.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,250	2.66
みどり持株会	1,185	2.53
BBH　FOR　FIDELITY　PURITAN TR:　FIDELITY　SR　INTRINSIC OPPORTUNITIES　FUND	1,000	2.13
佐藤商事株式会社	990	2.11
MSIP　CLIENT　SECURITIES	932	1.99
神吉　利郎	790	1.68
ＦＰ成長支援Ａ号投資事業有限責任組合	750	1.60

（注）　上記の持株比率は、自己株式2,240,945株を控除し、算出しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2023年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊藤一彦	
代表取締役社長	瀬戸貢一	
取締役副社長	浅田和則	技術本部長　兼　品質保証部門統括
取締役常務執行役員	長谷川修二	経営企画本部長　兼　経営企画部門統括　兼　海外事業部門統括
取締役常務執行役員	藤田伸一郎	生産本部長　兼　生産第１部門統括
取締役常務執行役員	金子孝之	営業部門統括
取締役	織田秀明	
取締役	土屋市郎	
取締役	川本英利	AGS㈱社外取締役
常勤監査役	栗原清一	
監査役	浦部明子	虎ノ門南法律事務所パートナー弁護士 児玉化学工業㈱監査等委員である取締役
監査役	浅原健一	いすゞ自動車㈱執行役員経営業務部門統括
監査役	森内延光	

（注）１．代表取締役社長瀬戸貢一、取締役長谷川修二・藤田伸一郎の３氏は、2022年６月24日開催の第９回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
２．取締役織田秀明・土屋市郎・川本英利の３氏は、社外取締役であります。
３．監査役浦部明子・森内延光の両氏は、社外監査役であります。
４．当社は取締役織田秀明・土屋市郎・川本英利、監査役浦部明子・森内延光の５氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
５．取締役原田理志・太田正紀・齋藤誠の３氏は、2022年６月24日開催の第９回定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

6．2023年４月１日現在の当社の役員の状況は以下のとおりとなっております。

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊藤一彦	
代表取締役社長	瀬戸貢一	
取締役副社長	浅田和則	
取締役常務執行役員	長谷川修二	経営企画部門統括　兼　品質保証部門統括
取締役常務執行役員	藤田伸一郎	生産部門統括
取締役	金子孝之	
取締役	織田秀明	
取締役	土屋市郎	
取締役	川本英利	AGS㈱社外取締役
常勤監査役	栗原清一	
監査役	浦部明子	虎ノ門南法律事務所パートナー弁護士 児玉化学工業㈱監査等委員である取締役
監査役	浅原健一	いすゞ自動車㈱執行役員グループCRMO 経営業務部門SVP　兼　法務部、リスクマネジメント部SVP
監査役	森内延光	

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社ならびに当社の取締役、監査役および子会社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補填することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は本保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

①役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等の額およびその算定方法の決定に関しては、任意の指名報酬委員会（代表取締役社長および代表取締役会長と３名の社外取締役により構成され、委員長は社外取締役です。）が取締役会に答申し、それに基づいて、取締役会が決定しております。当社の取締役の報酬については、取締役の役割および職責等にふさわしい水準であり、中長期的課題達成度を評価の軸としつつ、企業価値向上を適正に反映させることを方針としており、報酬は、基本報酬（固定報酬）および会社業績報酬（業績連動報酬）により構成されております。

基本報酬については、役位毎に課題達成評価を反映させたものとし、８段階に分けた役位と、各段階を５ランクに分けた報酬テーブルに基づき、最終的に代表取締役社長が決定しております。この報酬テーブルは、任意の指名報酬委員会において、同業他社の状況や役位毎の水準比較などを基に見直されます。このため、各取締役（社外取締役を除く。）は、毎年前期における課題の達成度を自己評価するとともに、当期の課題を設定し、それを基に代表取締役社長は、各取締役の評価を行い、どのランクに分けるかを決定します。

会社業績報酬は、当社は経営指標として営業利益率を最も重視しておりますので、営業利益率を重要経営指標とし、毎事業年度ごとに重要経営指標の達成度に応じて取締役（社外取締役を除く。）に支払われるもので、基本報酬の２割相当額を上限として、当該達成度に応じて定めた係数を乗じた額とし、毎年７月に支払われます。

取締役会としては、あらかじめ任意の指名報酬委員会において、報酬テーブルを含めた報酬の制度設計が検討されているため、取締役の報酬制度は、妥当かつ合理的であると判断し、決議したものであります。

また、監査役の報酬等に関しては、固定報酬のみで構成されており、監査役全員により常勤・社外の別等を勘案し、協議・決定しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第６回定時株主総会において、年額５億円以内（ただし、使用人給与分を含まない。）と決議され、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は２名）であり、監査役の報酬限度額は、2014年６月27日開催の第１回定時株主総会において、年額８千万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち社外監査役は２名）であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する委任に関する事項

取締役の構成に異動が生じるごとに、取締役会において、個人別の基本報酬の決定、すなわち取締役毎に報酬テーブルのうち、どのランクに該当するかを決定することを代表取締役社長瀬戸貢一に一任する決議を行っております。これは、代表取締役社長が当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うのに最も適しているからであります。

当事業年度に関しては、2022年６月24日に開催された取締役会において、当該決議がなされております。

④当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	会社業績報酬	
取締役 (うち社外取締役)	188 (18)	188 (18)	—	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	27 (12)	27 (12)	—	3 (2)

(注) 1．当事業年度末現在の人員数は取締役９名、監査役４名であります。なお、上記の支給人員数との相違は、無報酬の監査役１名が存在しており、また当事業年度中に取締役が3名退任し、新たに取締役が３名選任されたことによるものであります。
2．当事業年度の会社業績報酬については、重要経営指標としている当事業年度の営業利益率が著しく低かったため、支払の予定はありません。

(5) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役川本英利氏は、ＡＧＳ㈱の社外取締役でありますが、当社グループは同社と取引はありません。

監査役浦部明子氏は、虎ノ門南法律事務所のパートナーである弁護士および児玉化学工業㈱の監査等委員である取締役でありますが、当社グループはこれらの兼職先と取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　織田秀明	15回/15回	100%	—	—
取締役　土屋市郎	15回/15回	100%	—	—
取締役　川本英利	15回/15回	100%	—	—
監査役　浦部明子	15回/15回	100%	7回/7回	100%
監査役　森内延光	15回/15回	100%	7回/7回	100%

③　取締役会および監査役会における発言状況

取締役織田秀明氏は、必要に応じて企業経営者および技術者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役土屋市郎氏は、必要に応じて金融および企業経営に関する専門的な見地と豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役川本英利氏は、必要に応じて企業経営者としての豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役浦部明子氏は、必要に応じて法律の専門家としての豊富な経験と高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役森内延光氏は、必要に応じて企業経営者およびファイナンスに関する専門家としての豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

④　社外取締役が果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要

取締役織田秀明氏は、企業経営者として長年にわたり培われた見識と経験および生産技術に関する専門知識に基づき、当社の経営や工場運営に関する助言をたびたび行うとともに、任意の指名報酬委員会の委員長として、取締役および執行役員の候補者の選定やその新たな報酬制度について意見を取りまとめ、取締役会に答申するなど、経営陣の監督に努めております。

取締役土屋市郎氏は、財務および金融に造詣が深く、また企業経営者としての見識や経験も豊富であり、当社の財務状況などについて助言を行うとともに、任意の指名報酬委員会の委員として、取締役および執行役員の候補者の選定や報酬制度について、積極的に意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。

取締役川本英利氏は、長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の財務状況などについて助言を行うとともに、任意の指名報酬委員会の委員として、取締役および執行役員の候補者の選定や報酬制度について、積極的に意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。

4．会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に非監査業務の対価を支払っている場合の当該非監査業務の内容

該当事項はありません。

(3) 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の重要な子会社のうち、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けている会社は、次のとおりです。

子　会　社	会 計 監 査 人
PT. Asian Isuzu Casting Center	Ernst & Young Purwantono, Sungkoro & Surja
IJTT (Thailand) Co., Ltd.	Ernst & Young Office Limited

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

60百万円

② 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

60百万円

（注）１．当社監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査時間および配員計画、従前の事業年度における職務の遂行状況、報酬見積りの算出根拠の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

① 監査役会は、会計監査人の適格性もしくは独立性を害する事由の発生またはその他の理由により、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合は、会計監査人を再任しないことを株主総会に提出する議案の内容として決定するものとします。

② 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任するものとします。

5．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、当社の業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針を次のとおりとし、これに基づき体制を整備・維持いたします。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を経営上の重要課題と位置づける。なお、当社において「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとり行動することとする。

当社は、「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底しコンプライアンスの実効性を確保する。

当社は、コンプライアンス推進の責任者を任命し、コンプライアンスに係る事項を管理・推進しており、今後もこれを継続する。

当社は、反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断しており、今後も不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規程に従い、取締役会議事録その他の取締役の職務執行に関する情報について、情報ごとにこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理するとともに、秘密情報については、法令および「秘密情報取扱規則」に従い、秘密情報統括責任者が、これを適切に管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に従い、各本部・部門および各子会社のリスク・コンプライアンス責任者が当該本部・部門および子会社のリスク管理を行い、リスク・コンプライアンス統括責任者が当社および子会社のリスクを統括する。また、リスク管理状況については、「リスク・コンプライアンス会議」にて随時把握・評価し、「経営会議」および「取締役会」に定期的に報告する。

危機に際しては、「経営会議」にてその対応を審議・決定し、適宜「取締役会」に報告のうえ、適切に対処する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行を決定する機関として「取締役会」を設置し、この下部機関として「経営会議」を設置する。さらに、その下部組織として「設備投資会議」および

「予算会議」等重要会議体を設置し、専門分野における審議を効率的に行う体制をとる。
　当社は、取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員制度を継続採用する。

⑤当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当社は、当社および当社子会社が社会からその存在価値を認められ信頼を得るために、親会社であるいすゞ自動車株式会社の「グループ企業理念」等を踏まえ策定した「企業理念」、「行動指針」、「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」および「コンプライアンスに関する行動基準」を当社および当社子会社の全役員・従業員に周知し、全役員・従業員がこれらを踏まえた行動をとるよう適切に対応する。
　当社は、当社の子会社に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請する。
　当社は、「グループ会社経営管理規程」その他の社内規程を制定しており、当社子会社の業務の適正を確保する体制の強化に対応する。
　当社は、当社経営幹部による、当社の子会社各社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受け、当該各社において改善すべき点があると認められた場合には、改善を要請する。
　当社は、いすゞ自動車株式会社に対して、当社および当社の子会社の重要な経営状況ならびにコンプライアンスおよびリスク管理の状況その他に関し適宜報告する。
　当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷いており、今後もこれを継続する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　当社は、監査役からの要請に従い、監査役の職務を補助するスタッフを置く。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　当社は、監査役スタッフの取締役からの独立性および当該監査役スタッフに対する指示の実効性を確保するために、監査役スタッフ業務の実施に関しては当該従業員を監査役の指揮命令下に置く。また、当該従業員の人事異動、人事考課および賞罰については監査役の事前同意を得る。

⑧当社およびその子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、当社および当社の子会社の取締役および従業員に、適宜、監査役に対し、当社または子会社各社の業務執行の状況および経営状況その他監査役と協議して定める事項を報告させるとともに、監査役の求めに応じて、随時、必要且つ十分な情報を監査役に開示しまたは報告する。

当社は、当社および当社子会社の常勤監査役が相互に連携して当社および当社子会社全体の監査の充実・強化を図ることを目的として定期的に開催する監査役連絡会に対し適宜協力を行っており、今後もこれを継続する。

⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項に基づき監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社各社の役員・従業員に周知徹底する。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払、償還または債務の弁済の請求等をしたときは、法令に基づいて、速やかに当該費用または債務を処理しており、今後もこれを継続する。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、適切な予算を確保しており、今後もこれを継続する。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤監査役が「経営会議」に出席する機会および経営者と協議する機会を確保しており、今後も継続する。また、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するために、今後とも監査役と継続的に協議するとともに、当該協議を通じて監査役から要請された事項については、これを実現するために必要な措置を講ずるよう努める。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき、リスク・コンプライアンス統括責任者およびリスク・コンプライアンス責任者（本部長および部門統括ならびにグループ会社社長）その他で構成する「リスク・コンプライアンス会議」を年12回開催し、グループ全体のコンプライアンスの推進や課題への対処を審議しています。

反社会的勢力への対応統括部署を定め、不当要求防止責任者を設置し、不当要求の排除と防止対策を行っております。

②損失の危険の管理についての取組の状況

「リスク管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス統括責任者およびリスク・コンプライアンス責任者（本部長および部門統括ならびにグループ会社社長）その他で構成する「リスク・コンプライアンス会議」を年12回開催し、新規リスクの抽出・評価および当該リスクへの対応策について審議するとともに、重要リスクのリスク管理状況についてモニタリングを行い、必要に応じて是正を図っております。

③取締役職務執行の効率性確保についての取組の状況

当事業年度において、取締役会を15回、経営会議を20回、設備投資会議を13回開催するとともに、「文書管理規程」・「秘密情報取扱規則」などに従い、情報管理を徹底しております。

④企業集団における業務の適正を確保する取組の状況

当社は、グループの年度事業計画を策定し、子会社の毎月の計画進捗状況や会議体の運営状況をモニタリングし、必要な監督を行っております。また、いすゞ自動車株式会社に対しては、必要に応じて適宜、重要な経営状況等を報告しております。

⑤監査役監査の実効性確保体制

当事業年度において、監査役会を７回開催したほか、監査役は取締役会に出席しております。常勤監査役は、経営会議や監査役連絡会などの重要な会議に出席し、社外取締役、グループ会社各社の取締役社長、会計監査人ならびに内部監査部との間で定期的に情報交換を行うことなどで、取締役の職務執行の監査、ならびに、内部統制の整備および運用状況を確認しております。

また、常勤監査役は、当社および当社子会社の取締役および従業員から、適宜、当社または子会社各社の業務執行の状況および経営状況その他監査役と協議して定める事項の報告を受けております。

以上

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**65,312**	**流動負債**	**45,471**
現金及び預金	12,878	支払手形及び買掛金	11,613
受取手形	2,775	電子記録債務	15,693
売掛金	32,629	短期借入金	7,360
製品	4,064	リース債務	48
仕掛品	3,231	未払金	1,946
原材料及び貯蔵品	6,103	未払法人税等	653
その他	3,629	賞与引当金	2,005
固定資産	**76,208**	その他	6,150
有形固定資産	**65,885**	**固定負債**	**7,999**
建物及び構築物	15,539	長期借入金	1,590
機械装置及び運搬具	26,052	リース債務	58
土地	16,477	繰延税金負債	0
リース資産	104	再評価に係る繰延税金負債	754
建設仮勘定	6,135	環境対策引当金	34
その他	1,576	退職給付に係る負債	5,458
無形固定資産	**384**	その他	102
投資その他の資産	**9,938**	**負債合計**	**53,471**
投資有価証券	8,418	**純資産の部**	
その他	1,519	**株主資本**	**76,975**
		資本金	**5,500**
		資本剰余金	**22,561**
		利益剰余金	**49,931**
		自己株式	**△1,017**
		その他の包括利益累計額	**2,898**
		その他有価証券評価差額金	**274**
		土地再評価差額金	**1,412**
		為替換算調整勘定	**1,876**
		退職給付に係る調整累計額	**△665**
		非支配株主持分	**8,175**
		純資産合計	**88,049**
資産合計	**141,520**	**負債及び純資産合計**	**141,520**

※　単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**167,983**
売上原価		**156,131**
売上総利益		**11,852**
販売費及び一般管理費		**7,903**
営業利益		**3,948**
営業外収益		
受取利息	98	
受取配当金	37	
持分法による投資利益	319	
雇用調整助成金	42	
その他	255	**753**
営業外費用		
支払利息	21	
シンジケートローン手数料	37	
支払補償費	34	
その他	42	**135**
経常利益		**4,567**
特別利益		
固定資産売却益	2	
受取保険金	73	**76**
特別損失		
固定資産除売却損	94	
減損損失	2,080	
災害による損失	36	**2,211**
税金等調整前当期純利益		**2,431**
法人税、住民税及び事業税	1,162	
法人税等調整額	△606	**556**
当期純利益		**1,875**
非支配株主に帰属する当期純利益		**715**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,159**

※　単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年４月１日から2023年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,500	22,561	49,710	△1,017	76,754
当期変動額					
剰余金の配当			△938		△938
親会社株主に帰属する当期純利益			1,159		1,159
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	221	△0	221
当期末残高	5,500	22,561	49,931	△1,017	76,975

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	211	1,412	481	△767	1,337	7,135	85,228
当期変動額							
剰余金の配当							△938
親会社株主に帰属する当期純利益							1,159
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	63	－	1,395	102	1,560	1,039	2,599
当期変動額合計	63	－	1,395	102	1,560	1,039	2,821
当期末残高	274	1,412	1,876	△665	2,898	8,175	88,049

※　単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の状況

連結子会社の数　　4社

連結子会社の名称　　トーカイ株式会社
PT.Asian Isuzu Casting Center
PT.Jidosha Buhin Indonesia
IJTT（Thailand）Co.,Ltd.

（2）非連結子会社の状況

非連結子会社の数　　1社

非連結子会社の名称　　株式会社IJTTサービス

連結の範囲から除いた理由

上記非連結子会社1社は小規模会社であり、かつ総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

持分法を適用した関連会社の数　2社

会社等の名称　　ITForging（Thailand）Co.,Ltd.
PT.TJForge Indonesia

（2）持分法を適用していない非連結子会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の数　1社

会社等の名称　　株式会社IJTTサービス

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品・原材料・貯蔵品……主として総平均法

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7 ～31年
構築物	10～30年
機械及び装置	3 ～16年
車両及び運搬具	4 ～ 7 年
工具、器具及び備品	2 ～ 8 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は３～15年です。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)　重要な引当金の計上基準

①　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

②　環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく、ポリ塩化ビフェニルの処理費用等の環境対策費用の支出に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

(4)　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に自動車用部品・エンジン部品等の製造・販売を行っております。このような製品の販売については、製品を顧客に引渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、通常は代替的な取扱いを適用し当該製品の出荷時点で収益を認識しております。

製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート、返品及び有償受給取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5)　その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、持分法を適用している在外子会社の計算書類は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

②　退職給付に係る会計処理の方法

ａ　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1．固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失　2,080百万円、有形固定資産　65,885百万円、無形固定資産　384百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、資産グループを事業用資産、遊休資産及び賃貸用資産に区分し、遊休資産及び賃貸用資産については、個々の物件毎にグルーピングしております。

また、株式会社IJTTは、複数拠点において自社製品の製造を行っていることから、鋳造部門、加工組立部門（部品、エンジン）、鍛造部門の区分をもってキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

有形固定資産の回収可能価額の決定にあたっては、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額としております。

使用価値は資産グループの継続的使用に基づく将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っており、事業計画の主要な仮定は、顧客である自動車メーカー等への予想販売数量及び原価改善であります。使用価値の算定に使用した割引率は、加重平均資本コストをもとに算定しております。

正味売却価額の算定にあたっては、外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づき算定しております。

なお、上記の仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来における実際のキャッシュ・フローの発生が見積りと異なった場合、翌年度の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　　179,289百万円

2．事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年３月31日公布　法律第19号) に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	2001年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,244百万円

（連結損益計算書に関する注記）

1．減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
宮城工場 （宮城県柴田郡村田町）	事業用資産	建物及び構築物	727
		機械装置及び運搬具	1,312
IJTT（Thailand）Co.,Ltd. （タイ国チョンブリ県）	遊休資産	建物及び構築物	40

当社グループは、資産グループを事業用資産、遊休資産及び賃貸用資産に区分し、遊休資産及び賃貸用資産については、個々の物件毎にグルーピングしております。

上記固定資産について、減損損失の認識に至った経緯等は、次のとおりであります。

(1) 国内の鍛造部門に係る資産グループにおいて、収益性の低下による減損の兆候が認められたため、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.98％で割り引いて算定しております。

(2) タイ子会社において新工場が完成し、遊休資産となった事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額の算定につきましては、スクラップ評価額から処分に要する費用を差し引いた正味売却価額によっております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　49,154,282株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	469	10.00	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月11日取締役会	普通株式	利益剰余金	469	10.00	2022年9月30日	2022年12月2日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	469	10.00	2023年3月31日	2023年6月30日

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達を行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の内規に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注）をご参照ください)。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※１)	時　価(※１)	差　額
①　投　資　有　価　証　券	992	992	－
②　長　期　借　入　金（※２）	(2,650)	(2,648)	(△1)

(※１)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※２)長期借入金については、１年以内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。
(※３)長期貸付金については、全て変動金利によっており、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態に大きな変化がない限り時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注）市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,163

これらについては、「①　投資有価証券」には含めておりません。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形

成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	992	—	—	992

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価（※１）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金(※２)	—	(2,648)	—	(2,648)

(※１)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※２)長期借入金については、１年以内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域市場と主たる製品との関連は次のとおりであります。

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：百万円）

	製品の販売		計
	自動車用部品等	エンジン部品	
主たる地域市場			
日本	112,605	16,678	129,284
アジア	38,699	—	38,699
外部顧客への売上高	151,305	16,678	167,983

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等）　3.会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、茨城県その他の地域において、賃貸用の事務所および倉庫等(土地を含む。)を所有しております。

2．賃貸等不動産の時価等に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため時価等に関する注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,702円59銭
１株当たり当期純利益	24円72銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**42,732**	**流動負債**	**41,025**
現金及び預金	1,237	買掛金	7,793
売掛金	28,042	電子記録債務	13,944
電子記録債権	2,663	短期借入金	7,360
製品	2,943	関係会社短期借入金	3,000
仕掛品	2,233	リース債務	27
原材料及び貯蔵品	3,668	未払金	1,089
前払費用	112	未払費用	2,656
その他	1,831	未払法人税等	326
固定資産	**65,725**	未払消費税	105
有形固定資産	**49,264**	預り金	120
建物	9,966	賞与引当金	1,879
構築物	1,311	その他	2,722
機械及び装置	18,608	**固定負債**	**5,493**
車両運搬具	65	長期借入金	1,590
工具器具備品	1,179	リース債務	39
土地	13,045	再評価に係る繰延税金負債	754
リース資産	63	退職給付引当金	3,040
建設仮勘定	5,023	環境対策引当金	24
無形固定資産	**351**	資産除去債務	32
借地権	16	その他	11
ソフトウェア	328	**負債合計**	**46,518**
その他	6	**純資産の部**	
投資その他の資産	**16,109**	**株主資本**	**60,347**
投資有価証券	554	**資本金**	**5,500**
関係会社株式	14,264	**資本剰余金**	**29,948**
出資金	399	資本準備金	1,375
繰延税金資産	13	その他資本剰余金	28,573
その他	877	**利益剰余金**	**25,970**
		その他利益剰余金	25,970
		繰越利益剰余金	25,970
		自己株式	**△1,071**
		評価・換算差額等	**1,592**
		その他有価証券評価差額金	**180**
		土地再評価差額金	**1,412**
		純資産合計	**61,939**
資産合計	**108,458**	**負債及び純資産合計**	**108,458**

※　単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2022年４月１日から2023年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**122,605**
売上原価		**116,265**
売上総利益		**6,339**
販売費及び一般管理費		**5,486**
営業利益		**853**
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	763	
その他	231	**1,018**
営業外費用		
支払利息	33	
シンジケートローン手数料	37	
支払補償費	34	
その他	21	**126**
経常利益		**1,745**
特別利益		
固定資産売却益	0	
受取保険金	73	**73**
特別損失		
固定資産除却損	88	
減損損失	2,040	
災害による損失	36	**2,164**
税引前当期純損失(△)		**△345**
法人税、住民税及び事業税	361	
法人税等調整額	△583	**△221**
当期純損失(△)		**△123**

※　単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2022年４月１日から2023年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	5,500	1,375	28,573	29,948	27,032	△1,071	61,409
当期変動額							
剰余金の配当					△938		△938
当期純損失（△）					△123		△123
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	△1,061	△0	△1,062
当期末残高	5,500	1,375	28,573	29,948	25,970	△1,071	60,347

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	90	1,412	1,502	62,911
当期変動額				
剰余金の配当				△938
当期純損失（△）				△123
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	89	－	89	89
当期変動額合計	89	－	89	△972
当期末残高	180	1,412	1,592	61,939

※　単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式　…… 総平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法
なお、売却原価は総平均法により計算し、評価差額については全部純資産直入法により処理しております。

市場価格のない株式等　…… 総平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品、原材料、貯蔵品、仕掛品　…… 主として総平均法

（3）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　…… 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～31年
構築物	10～30年
機械及び装置	3～16年
車両運搬具	4～7年
工具器具備品	2～8年

②無形固定資産（リース資産を除く）　…… 定額法

なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

③リース資産　…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

（4）引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額のうち当事業年度に見合う分を計上しております。

②環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく、ポリ塩化ビフェニルの処理費用等の環境対策費用の支出に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

a　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に自動車用部品・エンジン部品等の製造・販売を行っております。このような製品の販売については、製品を顧客に引渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、通常は代替的な取扱いを適用し当該製品の出荷時点で収益を認識しております。

製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート、返品及び有償受給取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(追加情報)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号　2021年８月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

１．固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　2,040百万円、有形固定資産　49,264百万円、無形固定資産　351百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、資産グループを事業用資産、遊休資産及び賃貸用資産に区分し、遊休資産及び賃貸用資産については、個々の物件毎にグルーピングしております。

また、複数拠点において自社製品の製造を行っていることから、鋳造部門、加工組立部門（部品、エンジン)、鍛造部門の区分をもってキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

有形固定資産の回収可能価額の決定にあたっては、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額としております。

使用価値は資産グループの継続的使用に基づく将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っており、事業計画の主要な仮定は、顧客である自動車メーカー等への予想販売数量及び原価改善であります。使用価値の算定に使用した割引率は、加重平均資本コストをもとに算定しております。

正味売却価額の算定にあたっては、外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づき算定しております。

なお、上記の仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来における実際のキャッシュ・フローの発生が見積りと異なった場合、翌年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

（1）有形固定資産の減価償却累計額　145,322百万円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①　短期金銭債権	24,745百万円
②　長期金銭債権	721百万円
③　短期金銭債務	3,146百万円

（3）事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年３月31日公布　法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	2001年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,244百万円

（損益計算書に関する注記）

（1）関係会社との取引高

①営業取引

a 売上高	104,862百万円
b 材料等仕入高	1,727百万円
c 販売費及び一般管理費	27百万円

②営業取引以外の取引

a 受取利息	24百万円
b 受取配当金	737百万円
c 支払利息	12百万円
d その他	5百万円

（2）減損損失

「連結計算書類（連結損益計算書に関する注記）1. 減損損失」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,240,945株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	929百万円
賞与引当金	571百万円
未払事業税等	37百万円
未払費用	103百万円
環境対策引当金	7百万円
投資有価証券評価損	273百万円
減価償却費及び減損損失	736百万円
土地時価評価差額	77百万円
棚卸資産評価損	107百万円
その他	126百万円
繰延税金資産小計	2,972百万円
評価性引当額	△459百万円
繰延税金資産合計	2,513百万円
繰延税金負債	
土地時価評価差額	△1,862百万円
固定資産圧縮積立金	△510百万円
その他	△126百万円
繰延税金負債合計	△2,499百万円
差引：繰延税金資産純額	13百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	いすゞ自動車㈱	被所有 直接 43.2 間接 0.1	当社グループが製品を販売、原材料等を購入及び役員の転籍	当社が製品を販売	100,606	売掛金	23,443

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）製品の販売価格については、当社が提示した見積価格を参考にして、毎期価格交渉の上、決定しております。

（2）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	トーカイ㈱	直接 100.0	資金の借入	資金の返済	700	関係会社短期借入金	3,000
				利息の支払	12	—	—
			配当の受取	配当の受取	80	—	—
子会社	IJTT（Thailand）Co.,Ltd.	直接 83.3	配当の受取	配当の受取	200	—	—
関連会社	ITForging（Thailand）Co.,Ltd.	直接 25.0	配当の受取	配当の受取	456	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．資金の借入及び利息の支払については、他の金融機関との取引と同様、一般的な借り入れ条件で行っております。なお、取引金額については、当事業年度における純増減額を記載しております。

２．取引金額には消費税等は含まれておりません。

（収益認識に関する注記）

連結注記表「（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,320円30銭
１株当たり当期純損失	2円64銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月30日

株式会社ＩＪＴＴ
取　締　役　会　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　越　喜　臣

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　沼　　淳

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＩＪＴＴの2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＩＪＴＴ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月30日

株式会社ＩＪＴＴ
取　締　役　会　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　越　喜　臣

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　沼　　淳

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＩＪＴＴの2022年４月１日から2023年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人、親会社の監査等委員、その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月30日

株式会社ＩＪＴＴ　監査役会

常勤監査役　栗　原　清　一　㊞

監　査　役　浦　部　明　子　㊞

監　査　役　浅　原　健　一　㊞

監　査　役　森　内　延　光　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号３
横浜ロイヤルパークホテル　宴会棟２階「芙蓉」
電話　045-221-1111

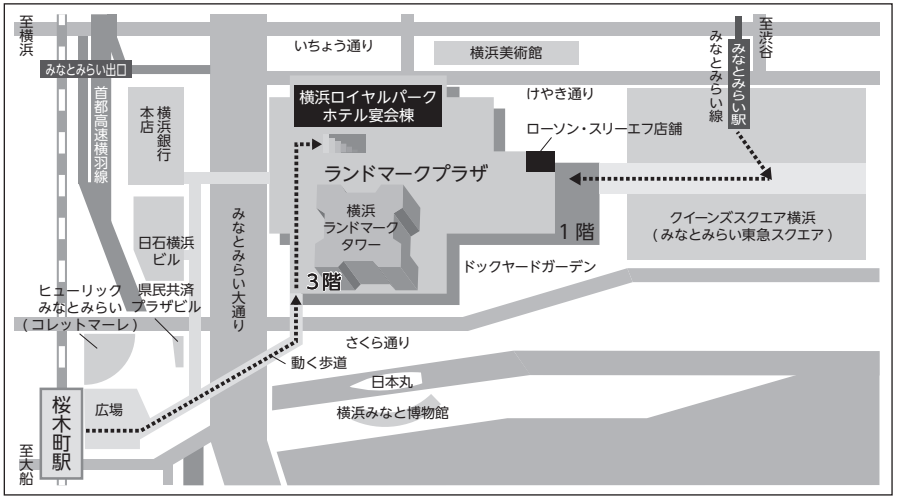

交通機関
≪電車≫
●JR京浜東北線・根岸線、横浜線　桜木町駅　北改札　徒歩８分
●横浜市営地下鉄ブルーライン　桜木町駅　東口（北改札）　徒歩10分
●みなとみらい線　みなとみらい駅
　ランドマークタワー・クイーンズスクエア方面改札口　徒歩５分
駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

2023年5月8日をもちまして、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ５類に移行され、外出等の制限がなくなりましたが、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただく方法またはインターネットにより議決権を行使する方法もございますので、ご利用をご検討ください。
また、本株主総会会場では、感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、株主総会当日にお配りしておりましたお土産と会場内でのドリンクサービスはとりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。